

(様式第1号)

平成24年度 第2回芦屋市社会教育委員の会議 会議録

日 時	平成24年7月10日(火) 13:30~15:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	議長 樋口 茂 副議長 牧野 君代 委員 安東 由則 委員 信岡 利英 委員 古藪 令子 委員 田中 陽子 委員 上月 敏子 委員 万谷 直巳 社会教育部長 西本 賢史
事務局	生涯学習課長 長岡 一美・生涯学習課主査 細山 由美・生涯学習課 北詰 真衣
会議の公表	■ 公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

- ①平成24年度兵庫県社会教育委員協議会表彰について(報告)
- ②平成24年度兵庫県社会教育委員研究大会兼
平成24年度近畿地区社会教育研究大会(兵庫大会)について
- ③社会教育関係団体の一斉更新について
- ④平成24年度のテーマについて
- ⑤阪神南地区社会教育委員協議会の研究会のテーマ等について

(3) その他

(4) 閉会

2 提出資料

- ・レジメ
- ・平成24年度兵庫県社会教育委員協議会総会資料
- ・兵庫県大会開催要項
- ・平成24年度芦屋市社会教育関係団体申請数一覧
- ・平成24年度のテーマについて

3 審議内容

<樋口議長>

議題①の平成24年度兵庫県社会教育委員協議会表彰について事務局から報告をお願いいたします。

<事務局：北詰>

(提出資料に基づき概略説明：平成24年度兵庫県社会教育委員協議会表彰を、芦屋市からは、樋口議長及び信岡委員の2名が受賞された旨報告)

<樋口議長>

議題②の平成24年度兵庫県社会教育委員研究大会兼平成24年度近畿地区社会教育研究大会（兵庫大会）について、事務局より説明をお願いします。

<事務局：北詰>

(提出資料に基づき概略説明：9月7日の出欠、お弁当の確認。分科会は、第3分科会が阪神南地区の担当になっているので、第3分科会への出席をお願いしたい。)

<樋口議長>

議題③の社会教育関係団体の一斉更新について、事務局から説明をお願いします。

<事務局：北詰>

(提出資料に基づき概略説明：要協議項目について、意見をいただきたい。すぐに未承認とするのではなく、事実確認が必要。地域還元指導要団体について指導期間の確認。)

<樋口議長>

要協議事項から協議をしていきたいと思います。

社会貢献をしているかの確認をする以前に、まず書類上で事実確認が必要ということです。

<事務局：北詰>

要協議事項に上げている団体については、書類のみで判断するのが難しいと思いました。主体が講師側にあつて講師が中心となって活動しているのか、それとも、書類の書き方の問題だけで、会員が主体性の意識をもって活動しているのかというところが、今回の書類上で確認しただけでは読み取れなかったというところがあります。事実確認を今後させていただきたいと思っておりますが、事実確認をして、講師が主体となっていることが確認できた団体については、今回で未承認にさせていただこうと思っております。

<牧野副議長>

団体の、決算と予算の大半が講師謝金となっているということでしょうか？

どのくらいの講師謝金なのでしょう。例えば、交通費程度の金額を謝金とっているのか、謝金の上限はあるのでしょうか。

<事務局：北詰>

謝金の金額については、判断が難しい点だと思います。活動によっても、お金が掛かる活動もあるので、金額での判断は今回しておりません。

申請書持参者が代表も、指導者もしていて、会計を見ると、例えば、3000円×月4回×人数×12ヶ月分のような形になっている団体については、自分が活動に対して行ったことの対価をもらっているということになります。金額ではなくて、そのような徴収をしているような団体は、要協議にあげています。

ただ、会計上に名前を書いているわけではないので、疑義があるだけで未承認には出来ないの事実確認は時間をかけてやっていきたいと思っています。

普段は講師料を徴収しておらず、大会や発表会の時のみ交通費等が出ているなどのところはあげていません。

<樋口議長>

受講料という形で毎月徴収しているようなところをあげているのですか。

<事務局：北詰>

1回いくら、月いくらという形で徴収しているようなところはあげています。

ただ、その形の徴収だから疑義があるのではなく、あくまで、主体の問題です。主体が会員にあるのであればその形の徴収でも問題はないかと思います。講師が主体の場合は問題だと思います。

ただ、書類上、講師が主になっているように読み取れても、確認すると、書類の書き方の問題で、会員の方が、講師の先生を代表にしている場合もあります。そういった場合は、事実上会員が主体になっているのであれば、承認しようと思っています。申請書の書き方等の指導は今後必要ですが。

しかし、講師自らが申請し、自分への講師料を徴収しているような運営のところは、金額に関係なく営利にあたるのではないかと考えておりますが、ご意見をお願いします。

<樋口議長>

金額に関してはグレーゾーンがあるので判断は非常に難しいと思います。

一般的に、ワンレッスン、例えば500円以下であればほとんどボランティアです。2時間で千円徴収するのは、講師謝金になると思います。月に3回で2千円、3千円取

っておられれば、十分それは謝金となると思います。

ただ、説明でもありましたように、代表の方と講師の方がというところは非常に線の引き方が難しいところです。教える方と教わりたい方さえいれば活動はなりたちます。代表者というのは団体のお世話をする人です。お世話をする人がいなければ講師の方が動かれることもあるのだと思います。代表者と講師と書類上違っているのに書類を持参されているとか、HPの問い合わせ先が講師になっているとか、それだけで未承認ということではないと思います。

<万谷委員>

指導者と代表者は、きっちりわけるべきだと思います。仮に、代表者が指導者になっている場合は、謝金や指導料はもらわないということをきっちりさせていただかなければ、曖昧にしてしまうのは公金に関わることなので、適当ではないかと思います。

<事務局：北詰>

団体の中には、会員の意識がはっきりしていないところもあります。先生の意識と、会員の意識がずれている団体も確認した中にはありました。

<万谷委員>

要協議の、2番目（指導者と代表者が同一人物で、指導料が発生している）については、これはやはり是正してくださいということを言うべきです。3番目（書類上代表者は別にいるが、書類の持参者又は問い合わせ先が指導者になっており、指導者には謝金が発生している）については、書類上別にいるというところですから、良いと思いますが。

指導料の議論になってしまいますが、指導料に関してはどうしてもグレーになってしまうので、それは判断できません。

<樋口議長>

HP等で色々なところの受講料をみたら、相場はすぐわかると思います。

<万谷委員>

行政や、指定管理がやっているような講師料というのは、500円と千円とか小さい金額が多いです。3、4千円取るというのは、おかしいと思います。

<樋口議長>

大きく二つの考え方があるかと思います。

ある程度のグレーゾーンはあって仕方ないという考え方と、グレーゾーンはなくして、書類上できちっとしてものの団体しか 社会教育関係団体としては認めていかない

いう考え方とあると思います。

<万谷委員>

昨年度に作成した社会教育活動報告書を活かしていくには、きちっとしていくべきではないでしょうか。

<事務局：北詰>

今後、確認をさせていただいて、例えば、運営上問題なく申請書の記入のし方のみに問題がある場合は、書き方の指導はしていきます。

<安東委員>

団体に対するチェックが甘い時期もあったのですか。

<事務局：北詰>

社会教育活動をする団体を増やす方向で、間口を広げていた時期もありますので、その時期に通っている団体も多くあると思います。社会教育団体のあり方については、今後も周知し続けていくべきだと思います。

<樋口議長>

ここ5年くらい、団体について見直す方向性で進めていますので、前回の更新時に様式、要領の見直し、また、今回は地域還元が出来ているかの確認のため5号様式を追加するなど、ハードルがどんどん厳しくなっています。

社会教育関係団体としてきちっとしたことを求めて、それに応じていただける団体を、登録していくという方向でいきたいと思いますがいかがでしょうか。

<安東委員>

講師謝金の金額の基準についてはどうするのですか。

<樋口委員>

先ほど申し上げた謝金の金額については、今の芦屋という地域におけるひとつの目安ですので、参考程度にしてください。

要協議に出ている該当団体については、事実確認をしていただいて、規則・要領と照らし合わせて事務局で是非を判断し、登録の手続きを進めていただけたらと思います。

<古藪委員>

子どものお稽古教室なのに、社会教育関係団体に登録しているところがあると思

ます。個人レッスンなのに、体育館を借りて練習しているような、そういう実態もありましたので、書類上だけの審査ではなくて、実態調査をする必要があると思います。

様式や要領の見直しを行ってまいりましたが、やはり書類は上手く書こうと思ったら書いてしまうと思いますので、活動しているところを見に行くぐらいの踏み込んだ調査が必要ではないかと思います。

この要協議に上がっている団体の中に、以前私の子どもも通っていたところがありました。私はその時お稽古の感覚で通わせていました。先生に月謝を払い、発表会の際には衣裳代等の高いお金を出していたのに、社会教育関係団体に登録されている団体だということは認識していませんでした。おそらく子どもの親も、自分たちの団体が社会教育関係団体で、その一員として社会に貢献していかなければいけないということは全く認識していないと思います。実態調査をして精査していかないとはいけません。

<牧野委員>

古藪委員が今おっしゃった様な団体で、青少年センターで、活動する団体で、青少年が6割以上いる団体については、活動の中身に関係なく、施設使用料が無料になっていると聞きました。

<西本部長>

おそらくそのような活動を体育館でされている方は、社会教育関係団体の制度ではなくて、条例の青少年の家の制度を使って、完全無料で使用していると思います。青少年の家の運用に関しては、見直しを行い、受益者負担として一定の負担を求めていきたいと思っています。

<樋口委員>

社会教育委員の会議で、現場の課題を共有するという事は必要かと思っています。特に青少年センターの後々の運用については、指定管理をされている体育協会の方でこのような事例については把握されていると思いますので、生涯学習課の職員が、個々の団体の活動を調査していくことはないと思います。まずは、施設の管理者に現状を問い合わせ、また、それを通じてコミュニケーションを図っていただくことが管理者と職員との、情報共有になると思います。

また、私の携わっているカルチャーセンターの先生に聞いたお話ですが、先生が何箇所か教えている中で、いただく謝金は様々ですが、先生自身は場面が違ってても教えている中身については同じだそうです。重要なのは、実際の学習される団体さんの意識です。会員が、社会教育関係団体であるという自覚を持ってもらい、社会還元をしないといけ

ないという意識付けを，教育委員会が指導していかないとはいけません。

<万谷委員>

生涯学習グループを芦屋市では広義に捉えて，社会教育関係団体として取り扱っているのだから，こういう問題が出てくるのだと思います。

全国的に，一般的には社会教育団体とは，協会等をさしていますので，生涯学習グループは，少し違うのではないかと私自身は疑問に思っています。

<信岡委員>

市民センターの部屋を予約する際に，人気のある部屋は競争になります。その時に，部屋を取れなかったところは，部屋をとれた団体が，私塾的な活動ではないか，市民と直接関係ないのではないのか，という不平不満を漏らしていることがよくあります。

スポーツ団体のように，活動が見えていけば，私塾的な活動かどうかはわかりやすいですが，教養や学習，芸術，音楽等は，部屋に入って活動していると，中身が見えないので難しいですね。

教養学習等は，最初の登録の段階でチェックしておかないと，登録してから中身の精査をすることはまず不可能だと思います。

<樋口議長>

団体にとって，社会教育関係団体に登録するメリットとしては，3割の減免よりも，施設が使用しやすいところにあるのだと思います。ただ，活動する団体が多いということは，生涯学習の機会が多いということの表れのひとつですので，活動を盛んにしていただくことは喜ばしいことです。

登録する団体に，社会教育関係団体の主旨をよく理解いただくようにして，何らかの社会還元していただくことが大切です。例えば芸能等であれば，介護施設，老人ホームに慰問していただくなど，芦屋には30近く施設がありますから，地元で社会還元出来るチャンスがたくさんあります。また，スポーツ関係のところは，良き指導者として，活躍できる場を体育協会等と考えていただく方法もあると思いますので，是非団体を大切に育てていただきたいと思います。

地域還元指導要団体については，どのように指導されるのですか。

<事務局：北詰>

様式5を平成25年に会員名簿と併せて提出していただく予定ですが，その時点で判断するのか，次の一斉更新までの3年間指導を続けるか，悩むところですので社会教育委員の皆様にご意見いただきたいと思っております。

<樋口議長>

1年か3年かは大きな期限の目安だとは思いますが、やはり出来るだけ初年度で、可及的速やかに指導しないと、3年かかりではなかなか出来ないような気がします。

来年、様式5号を出していただいた時には、平成24年度に実施は出来なくても、25年度の計画を立てるくらいはしていただいたら良いかと思います。

あくまで社会教育関係団体としての意識を持ってもらうことが重要です。

団体として活動を目指すものは、地域の一員として、自分たち活動を地域に還元するような団体になることです。それを指導・助言していくための方法として、登録団体の制度がありますので、認定するかしないかが問題ではなく、指導していくことが大切です。

<万谷委員>

一覧表の一番後ろで、「断酒会」というのがありますが、これは酒を断つというひとつの目的といえれば目的ですが、これが生涯学習にあたるのか疑問です。

<事務局：北詰>

断酒会は健康に対する啓発を行っていて、色々広域的に活動はされています。

<西本部長>

断酒会は、社会教育関係団体に登録することは問題ないと思います。

<事務局：長岡>

確認させていただきたいのですが、書類上、疑義があった団体を要協議事項であげています。もう一度申請書を確認しますので、ここに上がっている団体ですべてということではないと思います。

疑義がある団体については、書類だけで判断しないで、例えば先ほどのご意見の中でもあったように、施設は団体の活動を大体把握していると思いますので、施設に問い合わせる等で事実確認をしたいと思います。ただ、それだけで未承認とするのは、根拠として弱いので、例えば、要領等に謝金や報酬という部分についていうと、金額が例えばいくら以上だったらレッスンという域なので未承認とできるとか、そういう明確なものがないと未承認にするのは難しいのではないかと思うのです。また、今まで承認していたのにということがあるので、そのあたりどうするべきか、何か基準的なものを決める等方法はないでしょうか。

<樋口議長>

明らかに受講料と言える金額はいくらくらいかということですね。

やはり活動の内容によります。音楽でも、コーラス等は楽器を使用しないので安いですが、弦楽器等、特にバイオリンは楽器の維持にとってもお金がかかるので、そういう意味では金額だけで判断できないところがあります。

<事務局：長岡>

舞踊の団体もたくさんありますが、日本舞踊と、ダンスでもまた違ってくると思いますがそのあたりはいかがですか。

<樋口議長>

日本舞踊もバレエもそうですが、普段練習する分にはお金は掛からないのですが、お金がかかるのは発表会です。発表会に出るとなると、衣裳、発表会場等で何万円とかかります。

<事務局：長岡>

高いお金を掛けて発表会等をしているのは違うという判断になるのか、社会教育関係団体として成果を発表する場はやはり必要なもので、高くてもそれにかかる費用を会員で負担する場合には良いということにするのか、いかがでしょう。

<万谷委員>

例えば、成果を発表する場として老人ホームを慰問して披露するとか、そういうことが本来の社会教育関係団体のあり方かと思います。

<事務局：長岡>

社会教育関係団体について、芦屋の場合は、文化を広げる目的で広義に捉えた考え方にのっとって登録し、団体を支援してきたという経過があります。それを今急に認めないということは出来ないと思います。時間を掛ければ、例えば、本来の社会教育団体と生涯学習グループは別物として分けて、少し補助割合を変える等の取り扱いも考えられるかと思いますが、現状そこまで出来ておりませんので、過去の経過を尊重しつつ、判断の基準を少しずつ厳しくしていこうと考えています。

今後の予定としては、8月10日をめどに事務局で再度確認し、承認団体を決定して、教育委員会にかける予定です。現在、登録団体に交付している団体登録承認書が8月末で有効期限が切れますので、8月末までには新登録団体に承認書を送付します。要協議の団体については、確認をしてどうするかですが、後の部分については、出来ないかなというところではあります。

地域還元指導要団体については、議論いただいたように、長い時間をかけても、効果がないということもありますので、1年間くらいのうちに実施していただくか、若しく

は計画を立てていただき、報告をいただいた状況で何もなければ登録取消という方向で進めたいと思っています。

<樋口議長>

今までの体質を打破するために、今社会教育に求められているものは、自分たちの趣味や活動を自分たちだけで終わらせず、地域に還元していくことだということです。それが、新しい社会教育の流れだと言われてきています。

社会教育活動報告書様式第5号を新たに追加したことは、社会教育関係団体にふさわしい団体かどうかということ、地域還元の側面で見ているかということ、地域の方が誰でも参加出来るよう、間口を広げているか、活動をなんらかの形で地域還元しているか、社会教育関係団体としての役割を理解しているかが大切です。今までの経過がある中で、金額など、内容がどうか細かなことはいいと思います。

新しく作成した様式第5号は、今の社会教育のひとつの流れであるといえます。この活動報告を精査していただいて、指導助言して行ってください。

<樋口議長>

それでは、議題④の平成24年度のテーマについてご説明をお願いします。

<事務局：北詰>

(提出資料に基づき概略説明：議題4と5を併せて議論してもら。前回の会議の中の意見をまとめると、大きく「社会教育関係団体関連」「社会教育施設関連」「学校地域連携関連」の3つに分けられるので、その中で議論してもら。)

<樋口議長>

社会教育関係団体に関しては、芦屋市の場合は尼崎や西宮と比べても、特殊ですので、これを阪神間のテーマにするというのは少し違うかと思います。また、社会教育委員の会議の中で、およそ8年間社会教育関係団体について議論して、積み重ねてきた部分がありますので、社会教育関係団体については、その流れに沿って進めていただければと思います。

残りの、社会教育施設の関連、または学校地域連携関連の二つを今年度の会議のテーマとして進めていくことが可能かどうかを議論したいと思います。

施設に関しては、指定管理やあるいは業務委託という形で運営されるところが増えてきています。現状を各社会教育委員がそれぞれに、施設の現状等を把握していただきながら、この会議で議論する方法もあるかと思います。

また、学校地域連携関連については、社会教育委員の立場として、学校と地域と家庭を結ぶ方法を、残り4回の社会教育委員の会議の中で、議論していくという形なるかと

思います。これらについて、それぞれご意見をいただきたいと思います。

<田中委員>

学校地域連携については、ずっと続いていくテーマだと思います。すまいるねっとの資料を読ませていただきましたが、今、精道小学校以外も精道中学校や浜風小学校、他の学校でも広まりつつあると聞いています。

<上月委員>

私自身が学校関係者ということもあり、社会教育との繋ぎを考えたときに、学校地域連携をテーマに出させていただきましたが、平成24年度のテーマとして取り扱うには、どうしても学校が主軸にあつての話になってしまうので、視野が狭まる気がします。

少し視野を広げて、社会教育施設関連や社会教育団体等ともっと学校は連携していくべきだと思います。特に市立図書館との連携は非常に大事だと思っています。例えば伊丹市の図書館を参考にしても良いかと思っています。

<樋口議長>

上月委員がおっしゃるように、学校地域連携については、これから大いに議論をしていかないといけないテーマですが、今年度のテーマとして取り上げるには、残り4回では難しい気もします。

<信岡委員>

学校地域連携については、今回の兵庫大会の分科会でも、メインテーマのひとつにはなっています。これは社会教育の永遠のテーマだと思います。

何か課題があれば、審議するのが社会教育委員の会議の役割だと思っていますので、十分に審議する時間には足りないかもしれませんが、学校地域連携をメインテーマにして、そこから発生する課題を協議していくことが重要だと思います。

<古藪委員>

いつの時代も学校家庭の連携は永遠のテーマで、学校家庭地域の活性化を図るといふのは社会教育の大きな幹としてあると思います。今年度はその大きな幹から出る枝の部分について議論をしてくのも良いかと思っています。枝が繋がっていき、学校家庭地域の活性化に繋がっていったら良いかと思っています。

<安東委員>

社会教育ですので、議論が学校に偏ってしまうという懸念はありますが、学校地域連

携は大きな柱でもありますので、昨年からも経過もありますから、主のテーマとしてはそれにして、他の項目については、複線で議論していけばいいかと思います。

<牧野委員>

古藪委員もですが、平成21年度に、県の地域教育推進会議の委員をしておりました。その際に、芦屋にどうい学校支援ボランティアが入っているか、各学校を回って調べました。子どもの安全見守りというのは、芦屋の場合は全てボランティアが行っています。その他にも、様々な形で地域の人が学校に入っています。その時は、受け入れる学校側の関心が薄いという印象を受けましたが、ここ何年かでやっと学校支援ボランティアが定着してきたように思います。学校を中心にして、まずは子どもたち、家庭を育てることが重要だと思います。

<万谷委員>

芦屋市における社会教育の在り方、例えば社会教育団体と施設の関わり方について、より良い方法がないか等を社会教育委員の会議の中で、議論して提言をまとめるのが、私は本来の社会教育委員の姿だと思っています。

今年度のテーマだけで議論するのは難しいので、中長期的な期間で考えていくようなテーマ、課題について、もう少し議論していただけたらと思います。

学校地域連携の関係については、地域によっては学校から遠く、学校を中心としたコミュニティが出来ないところもありますので、そのあたりの課題も含めて議論していただきたいと思います。課題について議論することが社会教育委員の役割でもあります。

今年度のテーマということでは、社会教育施設を実際見て、実態を知ること重要ですし、社会教育団体の活動を見ていくことも重要だと思っています。

<樋口議長>

確かに、近年社会教育施設が、指定管理や業務委託に変わってきているところですが、社会教育施設の指定管理、業務委託が、市民に受け入れられるのかは、始まったばかりですので、わかりません。社会教育委員が各自、機会あるごとに社会教育施設に足運んでいただき、今後の会議の中で発表する等の取組が出来れば、施設に関する情報収集が出来るのではないかと思います。今年度はそういった取組も必要かと思っています。

また、同時に学校地域連携の関係をテーマにして話を進めていくような方向性でいかがですが。

<万谷委員>

学校から遠い地域の課題についても含めて議論していくという方向であれば承認し

ます。

<事務局：北詰>

次回の開催について，9月11日（火）15時から17時 教育委員会室。 以上